

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

日高川町は、水と緑の豊かな自然をはじめ、多様な特性・資源を有する特色あるまちであり、鉄道や高速道路網により大阪圏等広域アクセスにも比較的恵まれ交通立地条件が向上している。

令和2年の国勢調査では、本町の総人口は9,219人となっており、平成7年から平成12年にかけて微増がみられたが、それ以降は減少が続いている。年少人口と生産年齢人口はともに減少が続き、高齢化率が高く3人に1人が高齢者となっており、これが就業者数にも影響を及ぼし、平成7年をピークに減少傾向となっている。産業区分別就業者比率の推移をみると、平成2年から令和2年にかけて第1次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加している。

このような状況下、本町でも全国の例にもれず、近年、国際競争の激化や人口減少社会の需要の減少により、町内事業所の大半を占め、域内経済活動の重心である中小企業、とりわけ製造業は厳しい経営状況にある。こうした現状において本町がさらなる発展するためには中小企業の生産性向上による成長が喫緊の課題の一つであり、前述の厳しい経営状況を克服するために老朽化が進む設備を一新し、生産性の高い設備の導入を促進していく必要があることから、労働生産性の向上を図るため本計画を策定する。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

日高川町において広範囲に立地する中小企業者の生産性向上の実現を図るため、本計画は町内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

日高川町において多岐に渡る多種多様な業種における中小企業者の生産性向上の実現を図るため、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

ただし、太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から町内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、町内産業への経済波及効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月20日から令和7年3月31日とする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税を滞納している者は、対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定された中小企業者は、町が必要とした際には計画の進捗状況についての調査を実施する場合がある。